⑶　土木関係建設コンサルタント業務
　①　技術士法（昭和58年法律第25号）による第２次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を流体工学、交通・物流機械及び建設機械又は機械設計とするものに限る。）、電気電子部門、建設部門、農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る。）、森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る。）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。）、情報工学部門又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者
　②　建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を１級の土木施工管理とするものに合格した者、計量法（平成４年法律第51号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録をうけている者、電気事業法（昭和39年法律第170号）による第１種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者並びに一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うＲＣＣＭ資格者試験に合格し、登録を受けている者
⑷　地質調査業務
　①　技術士法による第２次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
　②　一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者
⑸　補償関係コンサルタント業務
　①　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者、一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者

別表４　営業年数による数値
　35年以上：30
　25年以上　35年未満：25
　15年以上　25年未満：20
　５年以上　15年未満：15
　５年未満：10

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。
令和３年１月12日
経理責任者　独立行政法人国立病院機構
本部総務部長　大門　龍生

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　13
１　調達内容
⑴　品目分類番号　22、31
⑵　導入計画物品及び数量
　①　マルチスライスＣＴ　23式
　②　ＭＲＩ　17式
　③　血管連続撮影装置　28式
　④　ガンマカメラ　15式
　⑤　高度放射線治療装置　６式
　⑥　Ｘ線透視撮影装置　30式
　⑦　Ｘ線一般撮影装置　24式
　⑧　乳房Ｘ線撮影装置　16式
　⑨　外科用Ｘ線撮影装置　19式
⑶　調達方法　購入（国立病院機構、労働者健康安全機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社における共同入札）
⑷　導入予定時期　令和３年９月末
⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件
　①　マルチスライスＣＴ
　Ａ　１スキャンで16スライス以上撮影することができること。
　Ｂ　全肺や全腹部を数秒で撮影する能力があること。
　②　ＭＲＩ
　Ａ　1.5テスラ以上の磁場強度を有する磁気共鳴画像装置であること。
　Ｂ　頭部、躯幹部、四肢などすべての検査で高精細な画像が迅速に撮影でき、解析機能が充実していること。
　Ｃ　高速処理可能な高性能な操作コンソールを有し、操作性に優れていること。解析診断用のワークステーションを備えていること。
　③　血管連続撮影装置
　Ａ　不整脈の診断、治療と頭腹部及び下肢の血管造影による診断、治療および全身の血管造影による診断、治療が安全に行えること。
　Ｂ　Ｃアームは１方向又は２方向を有し、迅速にアームの角度を設定でき、任意の方向からデジタル透視、デジタル撮影ができること。
　Ｃ　フラットパネルディテクタは、血管造影による診断・治療が行えること。
　Ｄ　デジタル画像処理システムは血管内治療を支援する機能や解析機能を有すること。
　④　ガンマカメラ
　Ａ　多検出器デジタルガンマカメラ装置であること。
　Ｂ　スペクト収集とホールボディ収集の機能を有していること。
　Ｃ　フュージョンソフトや定量性を行えるアプリケーションを十分に備えていること。
　⑤　高度放射線治療装置
　Ａ　多目的な治療に対応が可能であること。
　Ｂ　遮蔽能力の高い多分割コリメータを有すること。
　Ｃ　システムとして安全で簡便な操作性を有し、高精度な放射線治療への対応が可能であること。
　⑥　Ｘ線透視撮影装置
　Ａ　透視撮影ができること。
　Ｂ　動画記録が可能であること。
　Ｃ　寝台の水平位が可能であること。
　Ｄ　フラットパネルディテクタを有すること。
　⑦　Ｘ線一般撮影装置
　Ａ　Ｘ線管球を有すること。
　Ｂ　立位、臥位の撮影台を有し、全身の撮影が迅速かつ安全な撮影への対応が可能であること。
　Ｃ　フラットパネルディテクタを有すること。
　⑧　乳房Ｘ線撮影装置
　Ａ　デジタル乳房Ｘ線撮影装置であること。
　Ｂ　乳房バイオプシができるシステムを有すること。
　Ｃ　乳房撮影診断用高精細モニタシステムを有すること。
　⑨　外科用Ｘ線撮影装置　デジタル外科用Ｘ線撮影装置であること。
２　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。
⑴　資料等の提供期限　令和３年３月１日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒152―8621 東京都目黒区東が丘２―５―21　独立行政法人国立病院機構本部企画経営部調達課調達係　堀田　恭之　電話03―5712―5065
３　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。
⑴　交付期間　令和３年１月12日から令和３年３月１日まで。
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。
４　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。
５　Summary
⑴　Classification of the products to be procured : 22, 31
⑵　Nature and quantity of the products to be purchased :
　①　Multi-slice Computed Tomography System 23 sets
　②　Magnetic Resonance Imaging System 17 sets